



経営上の諸問題を
／ 組合の共同事業により解決 ／

事業協同組合制度 のご案内



東京都中小企業団体中央会

経営課題の解決に 「協同」という選択を。



そうか！組合設立という
選択肢があったのか！

1 事業協同組合とは？

中小企業者が個々で対応出来ない課題に対し、相互扶助*の精神に基づき共同して事業を行うことにより、経営上の諸問題を解決し、経営の近代化・合理化や経済的地位の改善・向上を図ることを目的とする組織です。

「相互扶助」とは

組合員が互いに協力して事業活動を行うことにより、全体としての利益を上げ、全体の利益が各組合員の利益に結びつくという関係をいいます。中小企業は、小規模であるが故の弱みを持ちますが、同時にそれは機動性・創造性という強みにもつながっています。弱みを補完し強みを活かす理念が「相互扶助」ということになります。

2 組合設立によって期待できる効果

事業協同組合を設立することで、単独では得られにくいさまざまなメリットが期待できます。

事業協同組合
なら実現可能ね



組合員の経営安定・基盤強化への寄与

- 生産性・技術力の向上
- 人材の確保・育成
- 情報の活用
- 資金調達の円滑化 等

新たな分野への挑戦

- 新製品・新技術の開発
- 市場・新販路開拓
- 異分野・農商工連携
- 地域資源の活用 等

要望・意見等の実現

- 建議・陳情による政策面からの経営環境の改善
- 新たな支援施策の実現 等

業界の改善発達

- 取引条件の改善
- 業界内外の実態把握と対策 等

3 組合の基準および原則

円滑な運営と長期的な成長を見据えた事業組合のための基準と原則をご紹介します。

事業協同組合
とはこのような
考え方です



基準

- ① 相互扶助目的
組合は組合員の相互扶助を目的としている
- ② 加入・脱退の自由
組合への加入・脱退は任意
- ③ 議決権・選挙権の平等
出資口数に関わらず1組合員1票
- ④ 剰余金配当の基準
利用分量配当、出資配当（年1割以内）

原則

- ① 直接奉仕の原則
組合自体の利益追求ではなく、組合員の経済的地位の向上に直接効果を与えることを目的としている
- ② 公平奉仕の原則
組合事業は特定の組合員の利益だけを目的としてはならない
- ③ 政治的中立の原則
組合は、特定の政党の政治目的に利用してはならない

自助努力だけでは解決が困難な共通の経営課題に対して、相互扶助の精神の下、協同の力でその課題の解決に取り組む「事業協同組合」の設立という選択肢があります。

いまこそ「事業協同組合」の設立を検討してみませんか？



4 事業協同組合と株式会社の組織形態比較表

	事業協同組合	株式会社
目 的	相互扶助 組合員の経営の近代化・合理化 経済活動の機会の確保	利益追求
性 格	中間的法人 人的結合体	営利法人 物的結合体
事 業	共同購買、共同受注、共同販売、 共同宣伝、研究開発、金融、人材確保、 団体協約、教育情報、福利厚生 他	定款に掲げる事業
構成員との関係	組合事業の利用	出資のほか無関係
設 立	行政庁の認可後、登記	登記（準則主義）
設立要件	4人以上の事業者が参加すること	資本金1円以上 1人以上
組合員資格	中小企業者 〔大企業の場合は公正取引委員会へ 30日以内に届け出ること〕	無制限
発 起 人	4人以上の事業者	1人以上
加 入	自由（理事会の承認が必要）	株の取得による
脱 退	（1）自由脱退 （ただし、事業年度末） （2）法定脱退 〔組合員資格の喪失、死亡、解散、 除名、公正取引委員会の審決〕	株式の譲渡による
組合員の責任	有限責任（1口以上）	有限責任（1株以上）
議決権・選挙権	平等（1人1票）	出資別（1株1票）
1組合員の出資限度	100分の25（特例あり）	無制限
員外利用限度	組合員利用分量の 100分の20まで（特例あり）	なし
配 当	（1）出資配当（年10%を限度） （2）利用分量配当	出資配当
特別税制	法人税、登録免許税、印紙税、 固定資産税、事業税等	—

5 事業協同組合設立までの手順



STEP 1 設立準備

- ① 設立同意者の確定
4人以上で構成（設立説明会の開催）
- ② 設立に係る必要書類を作成
- ③ 所管行政庁と事前協議
原則として設立認可申請に向けて協議



STEP 2 創立総会

- ① 創立総会開催公告
公告期間2週間以上
- ② 創立総会・理事会
定款の制定／事業計画及び収支予算の決定
理事及び監事の選挙／その他議案の議決



STEP 3 設立認可

- ① 設立認可申請
創立総会后、所管行政庁へ申請
- ② 設立認可
認可後、所管行政庁より設立認可書を受領



STEP 4 設立登記

- ① 設立登記
所轄の法務局にて設立登記、印鑑登録
出資金の払込み完了日から2週間以内に申請



STEP 5 事業活動開始

- ① 法人設立届出書等、
関係機関への届出

なごも
相談ください

組合設立まで伴走型で支援します！

「組合設立相談フォーム」はこちらから ▶



お問い合わせ先



東京都中小企業団体中央会

東京都中小企業団体中央会 振興課

〒104-0061 東京都中央区銀座二丁目10番18号 東京都中小企業会館7階

☎ 03-3542-0040(直通) FAX 03-3545-2190

🌐 <https://www.tokyochuokai.or.jp/>

- JR有楽町駅 徒歩10分
- 東京メトロ有楽町線 銀座一丁目駅 徒歩1分
- 東京メトロ銀座線・日比谷線・丸の内線 銀座駅 徒歩8分
- 東京メトロ日比谷線・都営浅草線 東銀座駅 徒歩5分



エコアクション21
認証番号0003381

東京都中小企業団体中央会は、中小企業等協同組合法に基づき設立された公益性の高い特別認可法人です。